

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定について

令和 5 年 5 月 19 日、第 7 期障害福祉計画等に係る国の基本指針が改正されたことから、各市町等と調整の上、令和 5 年度末までに当該計画の策定作業を行う。

1 障害福祉計画の概要

障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（県・市町）及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものである。

本県の障害福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と併せて「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称し、障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画としても位置付けている。

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者総合支援法第 89 条 1 項 児童福祉法第 33 条の 22
規定事項	障害者施策の基本的方向性を規定	障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画を規定
具体的内容 (設定事項)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念及び基本目標 基本目標に対する県の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標（サービス提供体制確保のための目標） 活動指標（サービス毎の必要見込量）
現行計画	第 5 次計画（R4～R7）	障害福祉計画 第 6 期（R3～R5） 障害児福祉計画 第 2 期（R3～R5）

種 別	内 容	根拠	R3	R4	R5	R6	R7	R8
			ふじのくに障害者しあわせプラン	障害者計画 ○施策の基本的方向性 ・基本理念・基本目標 ・基本目標に対する県の取組	障害者基本法		第 5 次	
	障害福祉計画 ○数値目標等の実施計画 ・成果目標（サービス提供体制） ・活動指標（サービス必要見込量）	障害者総合支援法	第 6 期				第 7 期	
	障害児福祉計画 ・活動指標（サービス必要見込量）	児童福祉法	第 2 期				第 3 期	
総合計画				後期アクションプラン				

2 スケジュール

時 期	内 容
令和 5 年 9 月まで	各市町による計画数値の検討
10～11 月	県と各市町による数値確認、圏域数値とりまとめ・調整等
11～12 月	施策推進協議会での中間報告、各圏域障害福祉計画の確定
令和 6 年 1 月	県全体計画原案策定
2 月	パブリックコメント実施
3 月	施策推進協議会での承認
3 月末	計画公表

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 成果目標（案）

静岡県

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 入所者数

【国指針】令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

項目	(A)	(B)	(C)
	R4年度末 入所者数(人)	R8年度末 入所者数(人)	削減率(%) (B)÷(A)
県計	3,362	3,225	4.1%

(2) 地域移行者の累計数

【国指針】令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

項目	(A)	(D)	(E)
	R4年度末 入所者数(人)	R5～R8の地域移 行者数(人)	地域移行率(%) (D)÷(A)
県計	3,362	211	6.3%

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数(令和8年度)

項目	目標値等	国指針値
令和8年度末の平均生活日数(日)	327	325.3

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数(令和8年度)

項目	目標値等	国指針値
令和8年度末の1年以上長期入院患者数(人)	2,772	—

(3) 精神病床における早期退院率(令和8年度)

項目	目標値等	国指針値
入院後3か月時点	68.9%	68.9%
入院後6か月時点	84.5%	84.5%
入院後1年時点	91.0%	91.0%

3 地域生活の充実

(1) 地域生活支援拠点等

【国指針】令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

項目	構成 市町数	令和8年度末時点		年1回以上の 検証・検討 実施市町数	備考
		確保数	確保市町数		
県計	35	24	34	34	

(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

【国指針】令和8年度末までに強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備

項目	構成 市町数	令和8年度末 までに整備	備考
県計	35	32	

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

【国指針】令和8年度中に一般就労に移行する者の数は、平成3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上（就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上）

区分		就労移行者数	
令和3年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援	359	
	就労継続支援A型	71	
	就労継続支援B型	86	
	生活介護、自立訓練、その他	22	
	福祉施設 計	538	R8:R3比
令和8年度中の一般就労移行者数（成果目標）	就労移行支援	483	1.35
	就労継続支援A型	138	1.94
	就労継続支援B型	139	1.62
	生活介護、自立訓練、その他	13	0.59
	福祉施設 計	773	1.44

(2) 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

【国指針】令和8年度中の一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数を、令和3年度実績の1.41倍以上

区分	利用者数	
令和3年度中の一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数の実績	170	R8:R3比
令和8年度中の一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数（成果目標）	276	1.62

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

【国指針】令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所を、全体の5割以上

区分	数値等	
令和4年度末における就労移行支援事業所の数等	指定事業所数(E)	70
	(E)のうち就労移行率5割以上の事業所数(F)	22
	(F)の事業所割合 (F)÷(E)	0.314
令和8年度末における就労移行支援事業所の数等（成果目標）	指定事業所数(G)	77
	(G)のうち就労移行率5割以上の事業所数(H)	41
	(H)の事業所割合 (H)÷(G)	0.532

(4) 就労定着支援事業所の就労定着率

【国指針】令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上

区分	数値等	
令和4年度末における就労定着支援事業所の数等	指定事業所数(E)	50
	(E)のうち就労定着率7割以上の事業所数(F)	15
	(F)の事業所割合 (F)÷(E)	0.300
令和8年度末における就労定着支援事業所の数等（成果目標）	指定事業所数(G)	57
	(G)のうち就労定着率7割以上の事業所数(H)	25
	(H)の事業所割合 (H)÷(G)	0.439

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を活用しながらインクルージョン推進

【国指針】令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置（圏域設置可）。令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

項目	市町数	令和8年度末までに 児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに 保育所等訪問支援を活用しながら インクルージョンを推進する体制構築
県計	35	24市町で設置	29市町で構築

(2) 主に重症心身障害児を支援する児発・放デイ事業所の確保

【国指針】令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保可）

項目	市町数	令和8年度末までに 児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに 放課後等デイサービス事業所の確保
県計	35	27市町で確保	28市町で確保

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーター(Co)の配置

【国指針】令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域設置可）。医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

項目	市町数	令和8年度末までに 協議の場の設置	令和8年度末までに 医ケア児Coの配置
静岡県		設置	配置
県計	35	33市町で設置	27市町で配置

(4) 難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保

【国指針】令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保

区分	令和8年度末までに、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保
静岡県	確保

(5) 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置

【国指針】令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置

区分	令和8年度末までに、医療的ケア児支援センターを設置
静岡県	設置

(6) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

【国指針】令和8年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置

区分	令和8年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置
静岡県	設置

6 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

(1) 基幹相談支援センターの設置

【国指針】令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）

項目	市町数	令和8年度までに基幹相談支援センターを設置	備考
県計	35	33市町で設置	

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【国指針】令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保

項目	市町数	令和8年度末までに体制を確保	備考
県計	35	34市町で確保	

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国指針】令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

項目	市町数	令和8年度末までに実施体制を構築	備考
県計	35	32市町で構築	

活動指標（各サービス等の利用者数及び量の見込み）（案）

静岡県全体

(1) 訪問系サービス

（1月あたり）

区 分		R3実績	R4実績	R5見込	R5計画	R5見込	R6計画	R7計画	R8計画
居宅介護	利用者数 (人)	—	—	—	—	4,068	4,224	4,372	4,522
	利用量 (時間分)	—	—	—	—	58,712	60,277	61,786	63,370
	前年度比	—	—	—	—	—	—	104	103
重度訪問介護	利用者数 (人)	—	—	—	—	189	208	228	249
	利用量 (時間分)	—	—	—	—	48,437	52,918	57,776	63,186
	前年度比	—	—	—	—	—	—	110	109
同行援護	利用者数 (人)	—	—	—	—	659	682	700	721
	利用量 (時間分)	—	—	—	—	8,607	9,106	9,570	10,046
	前年度比	—	—	—	—	—	—	103	103
行動援護	利用者数 (人)	—	—	—	—	172	192	203	219
	利用量 (時間分)	—	—	—	—	2,521	2,780	2,953	3,184
	前年度比	—	—	—	—	—	—	106	108
重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	—	—	—	—	0	1	2	3
	利用量 (時間分)	—	—	—	—	0	425	850	1,275
	前年度比	—	—	—	—	—	—	200	150
日中活動系サービス計	利用者数 (人)	4,468	4,527	3,699	4,890	5,088	5,307	5,505	5,714
	利用量 (時間分)	106,837	112,444	91,759	135,014	118,276	125,505	132,934	141,060
	前年度比	—	101	82	76	—	104	104	104

※第6期では「日中活動系サービス」としてまとめられていたため、サービスごとの設定をしていない。
 ※R5計画における「前年度比」は、「R5見込値÷R5計画値」（進捗率）を表す。以下の表において同じ。

(2) 日中活動系サービス

（1月あたり）

区 分		R3実績	R4実績	R5見込	R5計画	R5見込	R6計画	R7計画	R8計画
生活介護	利用者数 (人)	7,381	7,485	7,934	7,931	7,934	8,152	8,364	8,581
	利用量 (人日分)	150,283	151,841	157,679	159,163	157,679	160,677	163,658	166,691
	前年度比	—	101	106	100	—	103	103	103
うち 重度障害者	利用者数 (人)	調整中							
	利用量 (人日分)								
	前年度比								
自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人)	76	89	100	148	100	122	137	156
	利用量 (人日分)	877	1,008	1,106	1,557	1,106	1,367	1,525	1,739
	前年度比	—	117	112	68	—	122	112	114
就労選択支援	利用者数 (人)	—	—	—	—	—	—	720	727
	前年度比	—	—	—	—	—	—	—	101
自立訓練（生活訓練）	利用者数 (人)	375	360	342	367	342	384	400	418
	利用量 (人日分)	6,111	5,967	5,297	6,102	5,297	5,932	6,176	6,440
	前年度比	—	96	95	93	—	112	104	105
就労移行支援	利用者数 (人)	836	838	919	1,259	919	977	1,019	1,069
	利用量 (人日分)	15,357	15,123	16,183	21,764	16,183	16,830	17,809	18,562
	前年度比	—	100	110	73	—	106	104	105
就労継続支援（A型）	利用者数 (人)	2,228	2,534	2,782	2,291	2,782	2,968	3,150	3,332
	利用量 (人日分)	45,613	51,543	56,130	46,860	56,130	59,878	63,535	67,226
	前年度比	—	114	110	121	—	107	106	106
就労継続支援（B型）	利用者数 (人)	8,479	9,113	9,653	9,130	9,653	10,094	10,528	10,977
	利用量 (人日分)	156,303	166,552	174,419	166,029	174,419	181,901	189,342	197,049
	前年度比	—	107	106	106	—	105	104	104